

業務管理体制の整備と届出について

1 趣旨

障害福祉サービス事業者等による適正なサービスの提供を確保するため、次の法改正が平成24年4月1日から施行され、その一環として、平成24年10月1日以降は業務管理体制の届出を遅滞なく行うこととされた。

【改正内容】

- (1) 法令遵守等の業務管理体制整備の義務づけ（不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかどうか。）
- (2) 本部等に対する立入検査権の創設
- (3) 不正事業者による処分逃れ対策
- (4) 連座制の見直し
- (5) 事業廃止時のサービス確保

2 必要な整備内容

事業者は、指定を受けている施設・事業所の数に応じて次の業務管理体制の整備を行う。

整備内容	施設・事業所数
① 法令遵守責任者の選任 (同一の届出区分では、同一の責任者とする。)	全 て
② 法令遵守規程の整備 (組織・体制の整備や活動内容を定めたマニュアル)	20以上
③ 業務執行の状況の監査体制 (内部監査又は外部監査)	100以上

- ※1 指定を受けている施設・事業所は、届出区分（次頁参照）毎に数える。
- ※2 障害者支援施設で複数サービスを提供している場合、施設の指定1件に含まれていれば1と数える。（例：施設入所支援、生活介護、自立訓練）
- ※3 多機能型事業所は、指定を受けている事業毎に分けて数える。
- ※4 基準該当事業所は、事業所数に含めない。

3 届出が必要なとき

次のときは、事業者は遅滞なく業務管理体制を整備し、届出(新規又は変更)を行う。

- (1) 事業所等の新規指定を受けて事業開始するとき
- (2) 事業所等情報を変更するとき（名称、所在地、廃止、休止）
- (3) 法人情報を変更するとき（名称、所在地、電話、FAX番号、法人種別、代表者(氏名、職名、住所)）
- (4) 2の体制整備内容（法令遵守責任者等）を法人が変更するとき

4 届出区分と届出先

事業者は、指定を受けている施設・事業所を次の根拠条文毎に分けて届出を行う。

根拠条文による区分	指定を受けている施設・事業所	届出先
① 障害者総合支援法 第51条の2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定障害者支援施設 ・ 指定障害福祉サービス事業所 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度包括 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型） 就労定着支援 自立生活支援 共同生活援助 障害者支援施設 	県又は中核市 （厚生労働省 ※1）
② 障害者総合支援法 第51条の31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援 ・ 計画相談支援（市町村指定） 	県又は中核市 （厚生労働省 ※1） （市町村 ※2）
③ 児童福祉法 第21条の5の26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援 	県又は中核市 （厚生労働省 ※1）
④ 児童福祉法 第24条の19の2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児入所支援 ・ 医療型障害児入所支援 	県又は中核市 （厚生労働省 ※1）
⑤ 児童福祉法 第24条の38	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児相談支援（市町村指定） 	市町村 （県 ※3） （厚生労働省 ※1）

※1 他の都道府県にも指定事業所等がある事業者の場合

※2 市町村指定事業のみを同一市町村内のみで行う事業者の場合

※3 県内同一市町村のみで行う事業所の場合

【具体例】

○法人A

- ・ 生活介護事業所を前橋市と伊勢崎市で実施 → 県に届出
- ・ 計画相談支援を前橋市で実施 → 前橋市に届出

○法人B

- ・ 共同生活援助を高崎市で実施 → 高崎市に届出
- ・ 地域移行支援と計画相談支援を高崎市と安中市で実施 → 県に届出
- ・ 放課後等デイサービスを前橋市で実施 → 前橋市に届出
- ・ 障害児相談支援を高崎市で実施 → 高崎市に届出